

高額療養費と

高額介護合算療養費の

上限額が変わります



70歳以上の方へ

8月から70歳以上の方の高額療養費と高額介護合算療養費の自己負担上限額が見直されます。今回の見直しは、医療保険制度の持続性を高め、世代間・世代内の公平を図る観点から国が行うものです。

高額療養費について

高額療養費制度とは、1か月に払った保険適用分の医療費が高額になり、決められた

上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払っていただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人または世帯の所得に応じて決まっています。

後期高齢者医療制度と国民健康保険では、平成30年8月から、70歳以上の方の上限額（1か月ごと）が見直されます（左の表1を参照）。

高額介護合算療養費について

また、高額介護合算療養費の上限額（1年ごと）について、平成30年8月から見直されます（左の表2を参照）。
 ◆お問い合わせは、後期高齢者医療保険の加入者は後期高齢・福祉医療課 ☎4111、内線312、☎0120、国民健康保険の加入者は国保年金課 ☎4111内線289、291、☎0120へどうぞ。

表1 高額療養費 1か月の自己負担限度額 平成30年7月まで

区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者	5万7600円	(医療費総額-26万7000円)×1%+8万100円(4万4400円)
一般	1万4000円 ※1	5万7600円(4万4400円)
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	2万4600円
	区分Ⅰ	1万5000円

平成30年8月から

区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者	現役Ⅲ(課税所得690万円以上)	25万2600円+(医療費-84万2000円)×1%(14万100円)	
	現役Ⅱ(課税所得380万円以上) ※2	16万7400円+(医療費-55万8000円)×1%(9万3000円)	
	現役Ⅰ(課税所得145万円以上) ※2	8万100円+(医療費-26万7000円)×1%(4万4400円)	
一般		1万8000円 ※1	5万7600円(4万4400円)
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8000円	2万4600円
	区分Ⅰ		1万5000円

カッコ内の金額は、過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合の4回目以降の上限額です。

※1 1年間(8月1日~平成31年7月31日)の外来の自己負担額合計に14万4000円の上限額が設けられています。
 ※2 現役並みⅠ、Ⅱの方は「限度額認定証」の提示が必要です。

表2 高額介護合算療養費の自己負担限度額

区分		現在(平成30年7月まで)	平成30年8月から
現役並み所得者	現役Ⅲ(課税所得690万円以上)		212万円
	現役Ⅱ(課税所得380万円以上)	67万円	141万円
	現役Ⅰ(課税所得145万円以上)		67万円(改正なし)
一般		56万円	56万円(改正なし)
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円(改正なし)
	区分Ⅰ	19万円	19万円(改正なし)

課税世帯の重度心身障害者、ひとり親家庭等および子ども医療費助成の外来の自己負担月額上限も変わります

重度・ひとり親・子ども医療費助成共通	現行(平成30年7月まで)	改正後(平成30年8月から)
課税世帯の医療費自己負担月額上限	外来月額1万4000円(年間上限14万4000円※)	外来月額1万8000円(年間上限14万4000円※)

平成30年8月診療分から、上記見直しに伴い、課税世帯の重度心身障害者、ひとり親家庭等および子ども医療費助成の外来の自己負担月額上限を左の表のとおり改定します。
 ※平成30年8月1日から平成31年7月31日までの1年間の外来の自己負担合計額の上限

☎詳細 後期高齢・福祉医療課 ☎4111内線311、☎0120